

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、広島圏都市計画道路三・一・八四一号堀川曾田線及び三・四・八四三号広島西条線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成三十一年一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

広島圏都市計画道路三・一・八四一号堀川曾田線、三・四・八四三号広島西条線

二 都市計画を変更する土地の区域

海田町蟹原一丁目、蟹原二丁目、曙町、浜角、曾田

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木建築局都市計画課、海田町建設部都市整備課

四 縦覧期間

平成三十一年一月七日から平成三十一年一月二十一日まで